

監査公表 第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和7年9月24日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 大石昭彦

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
税務課	軽自動車税の賦課について	<p>軽自動車税（種別割）については、筑後市税条例第80条により軽自動車の所有者に賦課されているが、賦課された地方独立行政法人は、所有する軽自動車4台について筑後市税条例第89条に基づき減免申請書を提出し、減免が認定されている。</p> <p>しかしながら、地方税法第445条において地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができないものであり、誤った賦課事務となっている。</p>	<p>地方税法第445条第1項の規定により、地方独立行政法人が所有する軽自動車4台に対して、課税台帳における誤りを訂正し、「非課税区分」とする更正を行いました。その際、新たに作成した「非課税車両に関する届出書」を地方独立行政法人から提出してもらい、地方税法第443条第3項に基づき該当車両の使用者と用途等を確認しました。</p> <p>今後は、正しい課税を行うために課税の根拠規定（地方税法、政省令、市税条例及び規則等）を確認します。次期課税に向け事務処理マニュアルを更新し、</p>

			<p>研修の受講等により担当職員全員での知識向上に努めます。</p> <p>また、市税条例第89条第1項第1号に規定する公益減免について、減免基準に照らし合わせ、どの要件に該当するかを厳密に審査のうえ認定するよう改善します。</p>
--	--	--	--